



役員報酬等並びに費用に関する規程

（目的）

第1条 この規程は、特定非営利活動法人 CWS Japan（以下「当団体」という。）の定款第18条の規定に基づき、当団体の役員の報酬等並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（定義等）

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1)役員とは、理事、監事、及びアドバイザーをいう。

(2)報酬等とは、その名称の如何を問わず、特定非営利活動法人に関する法律で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わず、費用とは明確に区別されるものとする。

(3)費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、旅費(宿泊費を含む)等の経費をいい、報酬等とは明確に区別されるものとする。

（報酬等の額）

第3条 役員に対する報酬等は当分の間発生しないものとする。変更が生じた場合は、理事会において定めた役員の報酬等に関して審議を行うものとする。

（費用）

第4条 役員が負担した費用については、これの請求があった日から遅滞なく支払うものとする。

（改定）

第5条 この規程の改定は、理事会の決議により行うものとする。

（補則）

第6条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附則

この規程は、2020年9月18日から施行する。



CWS Japan 就業・給与規則

2021年5月1日施行

2023年5月1日改訂

(目的及び適用範囲)

第1条 この就業・給与規則(以下「規則」という)は、特定非営利活動法人 CWS Japan(以下「団体」という)の従業員の労働条件、服務規律その他の就業に関する事項を定めるものである。

② この規則に定めのない事項については、労働基準法その他の法令の定めるところによる。

③ この規則は、次条に定める手続きにより採用された従業員に適用する。ただし、パートタイム従業員または臨時従業員の就業に関し別途労働契約を締結した場合は、その部分についてこの規則を適用しない。

(採用手続き)

第2条 団体は、就職希望者のうちから選考して、従業員を採用する。

② 従業員に採用された者は、次の書類を採用日から2週間以内に提出しなければならない。ただし団体はこれらの書類の一部について省略することがある。

一 履歴書

二 住民票記載事項の証明書

三 健康診断書

四 年金手帳及び雇用保険被保険者証五 その他団体が指定するもの

③ 前項の提出書類の記載事項に変更を生じたときは、速やかに書面でこれを届け出なければならない。

(労働条件の明示)

第3条 団体は、従業員を採用するとき、採用時の賃金、就業場所、従事する業務、労働時間、休日、その他の労働条件を記した労働条件通知書及びこの規則を交付して労働条件を明示するものとする。

(試用期間)

第4条 新たに採用した者については、採用の日から3か月間を試用期間とする。ただし、団体が適当と認めるときは、この期間を短縮し、または設けないことがある。

② 試用期間中に従業員として不適格と認められた者は、解雇することがある。この場合において、採用後14日を経過した者については第21条に定める解雇の手続きをとるものとする。

③ 試用期間は、勤続年数に通算する。

(人事異動)

第5条 団体は、業務上必要がある場合は、従業員の就業する場所、従事する業務の変更または出向を命ずることがある。この場合において、従業員は正当な理由なくしてこの命令を拒むことはできない。

(服務)

第6条 従業員は、次の事項を守らなければならない。

- 一 勤務中は職務に専念し、みだりに勤務の場所を離れないこと
- 二 上司の命令または指示に従い、報告を徹底すること
- 三 団体の許可なく職務以外の目的で団体の施設、備品、物品等を使用しないこと
- 四 常に品位を保ち、団体の名誉または信用を傷つける行為をしないこと
- 五 職務に関連して自己の利益を図り、または他より不当に金品を借用し、もしくは贈与を受けるなど不正な行為を行わないこと
- 六 団体、取引先等の機密を漏らさないこと
- 七 勤務中知り得た個人情報などを漏らすなど、個人情報保護法に違反する行為をしないこと
- 八 許可なく他の団体等の業務に従事しないこと
- 九 性的な言動によって他の従業員に不利益を与えたり、就業環境を害したりするなど、職場の風紀、秩序を乱さないこと
- 十 その他酒気をおびて就業するなど従業員としてふさわしくない行為をしないこと

(欠勤)

第7条

傷病のための欠勤については、契約書に定められている日数が付与され(通常年 5 日とする)、必要に応じて医師の診断書の提出を求められる事がある。

(労働時間及び休憩時間)

第8条 所定労働時間は、1日 7 時間、1週 35 時間とする。パートタイム勤務の従業員の場合は、1週 10 時間以上 35 時間以内、臨時雇用の従業員の場合は、個別の雇用契約により限定された業務と時間による。

② 始業、終業の時刻及び休憩時間は、次のとおりとする。ただし、業務の都合その他やむをえない事情により、これらを繰り上げ、または繰り下げることがある。この場合において業務の都合によるときは、所属長が前日までに通知する。

- 一 始業時刻:午前9時
- 二 終業時刻:午後5時
- 三 休憩時間:12時から1時までの1時間

③ 従業員が、出張、テレワークその他団体の用務をおびて事業場外で勤務する場合で、その勤務時間を算定しがたいときは、本規則に定める所定労働時間勤務したものとみなす。④ 海外駐在員は駐在する海外事務所の規定に従う。

⑤ 業務の都合上又はその他の都合により団体が必要と認めたときは、全部又は一部の従業員について、前項の時刻を、臨時に変更することがある。

(休日)

第9条 休日は、次のとおりとする。

一 日曜日(法定休日)

二 土曜日(所定休日)

三 国民の祝日

四 その他団体の指定する日

② 前項の休日に出勤を命じた場合は、振替休日を申請できるものとする。

③ 業務の都合により団体が必要と認める場合は、あらかじめ第1項の休日を他の日と振り替えることがある。

④ 出張者及び海外駐在員は駐在する海外事務所の規定に従う。

(時間外及び休日労働)

第10条 業務の都合によりやむを得ない場合は、所定時間外に早出残業をさせ、又は休日あるいは深夜に就業させることがある。団体又は所属長からの指示がなく、時間外、休日及び深夜勤務を行う者は、団体所定の申請書で団体又は所属長に申請を行い、承認を得なければならない。

② 小学校就学前の子の養育または家族の介護を行う従業員(指揮命令者及び専門業務従事者を除く)で時間外労働を短いものとするを申し出た者の法定の労働時間を超える労働については、前項後段の協定において別に定めるものとする。

③ 妊娠中の女性及び産後1年を経過しない女性であって請求した者及び18歳未満の者については、第1項後段による時間外もしくは休日または午後10時から午前5時までの深夜に労働させることはない。

④ 前項の従業員のほか小学校就学前の子の養育または家族の介護を行う一定範囲の従業員で団体に請求した者については、事業の正常な運営を妨げる場合を除き午後10時から午前5時までの深夜に労働させることはない。

⑤ 前項の深夜業の制限の手続き等必要な事項については、育児介護休業法の定めるところによる。

(年次有給休暇)

第11条 各年次ごとに、雇用契約を十分に果たし、無事にその更新を行った従業員に対しては、20 日間の年次有給休暇を与える。

② 従業員は、年次有給休暇を取得しようとするときは、原則として取得しようとする日の5日前までに団体に対して請求しなければならない。ただし、団体は事業の正常な運営に支障があるときは、従業員の指定した時季を変更することがある。

③ 当該年度に新たに付与した年次有給休暇の全部または一部を取得しなかった場合には、その残日数は原則 5 日を限度に翌年度に限り繰り越されるが、労働基準法の規定を下回ることはない。

④ 未消化の有給休暇日数は原則買い上げしない。

⑤ 一親等家族の弔事に関し、原則 5 日間の休暇が認められている。

⑥ 団体は、労使協定により、年次有給休暇を与える時季に関する定めをしたときは、当該年度に年次有給休暇を 10 日以上付与される従業員に対し、付与日から 1 年以内に、その有する年次有給休暇日数のうち 5 日を限度として、従業員に対して、時季を指定して有給休暇を取得させることができる。

⑦ 年次有給休暇の賃金は、所定労働時間労働した場合に支払われる通常の賃金を支払う。

(産前産後休業)

第12条 3ヶ月以内に出産する予定の女性従業員から請求があったときは、休業させる。

② 出産した女性従業員は、8週間は休業させる。ただし、就業開始の際には医師が支障がないと認めた業務に就かせるなど、十分な配慮を行うこと。

(母性健康管理のための休暇等)

第13条 妊娠中または出産後1年を経過しない女性従業員から、所定労働時間内に、母子保健法に基づく保健指導または健康診査を受けるために、通院休暇の請求があったときは、次の範囲で休暇を与える。

一 産前の場合

妊娠23週まで…………… 4週に1回

妊娠24週から35週まで……… 2週に1回

妊娠36週から出産まで……… 1週に1回

ただし、医師または助産師(以下「医師等」という。)がこれと異なる指示をしたときには、その指示により必要な時間。

二 産後(1年以内)の場合

医師等の指示により必要な時間

② 妊娠中または出産後1年を経過しない女性従業員から、保健指導または健康診査に基づき勤務時間等について医師等の指導を受けた旨申出があった場合、次の措置を講ずることとする。

一 妊娠中の通勤緩和

通勤時の混雑を避けるよう指導された場合は、原則として1時間の勤務時間の短縮または1時間以内の時差出勤

二 妊娠中の休憩の特例

休憩時間について指導された場合は、適宜休憩時間の延長、休憩の回数の増加

三 妊娠中または出産後の諸症状に対応する措置

妊娠または出産に関する諸症状の発生または発生のおそれがあるとして指導された場合は、その指導事項を守ることができるようにするため作業の軽減、勤務時間の短縮、休業等

(育児時間等)

第14条 1歳に満たない子を養育する女性従業員から請求があったときは、休憩時間のほか1日について2回、1回について30分以内の育児時間を与える。

② 生理日の就業が著しく困難な女性従業員から請求があったときは、必要な期間休暇を与える。

(育児介護休業等)

第15条 従業員は、1歳(法で定める一定の場合には2歳)に満たない子を養育するため必要があるときは、団体に申し出て育児休業をし、または育児短時間勤務制度の適用を受けることができる。

② 従業員のうち必要のある者は、団体に申し出て介護休業をし、または介護短時間勤務制度の適用を受けることができる。

③ 小学校就学の始期に達するまでの子を養育する従業員(日雇従業員を除く)は、負傷し、または疾病にかかった当該子の世話をするために、1年間につき5日間を限度として子の看護休暇を取得することができる。この場合の1年間とは、1月1日から12月31日までの期間とする。ただし、労使協定により除外された次の従業員はこの限りではない。

一 入社6か月未満の従業員

二 1週間の所定労働日数が2日以下の従業員

④ 育児休業、介護休業、育児介護短時間勤務制度及び子の看護休暇については、育児介護休業法の定めるところによる。

(賃金及び社会保険)

第16条 賃金は、基本給、交通費、住宅手当及び割増賃金により構成される。

② 基本給は、本人の経験、技能、職務遂行能力等を考慮して各人別に決定する。

③ 団体の承認のある法定労働時間外又は法定休日の労働をした場合には、時間外手当、休日手当を、深夜(午後10時から翌朝5時まで)において労働した場合は、深夜手当をそれぞれ次の計算により支払う。

基本給

基礎額＝

1ヶ月平均所定労働時間数(1日7時間×20日＝140時間)

時間外労働手当 ＝基礎額×1.25×法定時間外労働時間数

休日労働手当 ＝基礎額×1.35×法定休日労働時間数

深夜労働手当 ＝基礎額×0.25×深夜労働時間数

※基礎額の算定においては通勤手当、住宅手当、臨時に支払われた賃金、1ヶ月を超える期間ごとに支払われる賃金及び固定残業代として支払われている賃金を除く。

※法定時間外労働時間数、法定休日労働時間数、深夜労働時間数とは団体又は所属長の指示あるいは所属長に申請し、承認された場合のみを対象とする。

④ 海外事務所に駐在する海外駐在員は、駐在期間中に対応する海外旅行保険に加入するものとする。

⑤ 基本給、交通費、住宅手当を含んだ金額は本人の経験、技能、職務遂行能力等を考慮して、下の表に順じ、各人別に決定する。また、昇給はグレード間の範囲内で、各人のパフォーマンスを人事考課等で確定した上で実行する。

グレード	年額	職務概要	期待値 キーワード
1	¥3,739,092	エントリー（監督・指導のもと、プロジェクトやプロセスの実行において管理職をサポートする）	実践で学ぶ
2	¥4,229,619		信頼性の高いアウトプット
3	¥4,777,628	インターメディエイト（複数のプロジェクトまたはプロセスに携わり、プロジェクト/プロセス管理の役割を担い、重要な判断を下すことができる）	複数のプロジェクト/プロセス担当
4	¥5,310,421		ポートフォリオの管理
5	¥5,961,076	ミッドレベルマネジャー（資金調達、事業形成、運営管理、パートナーシップ、組織の健全性などの分野において、意思決定の責任を伴うプロジェクトやプロセスを主導・管理する）	ポートフォリオの創出と管理
6	¥6,717,275		人材マネジメントとポートフォリオの拡大
7	¥7,583,728	マネジメント（資金調達、プログラム、運営管理、ガバナンス、財務、パートナーシップ、組織の健全性に関する経営責任を担う）	組織マネジメント
8	¥8,560,435		組織の戦略と成長
9	¥9,361,919	シニアマネジメント（資金調達、プログラム、運営管理、人事、財務、ガバナンス、パートナーシップ、組織の健全性に関するトップマネジメントの責任を担う）	最終的な責任と結果
10	¥11,070,673		地域・世界規模での成長

（休暇・欠勤等の賃金）

第17条 年次有給休暇の期間は、所定労働時間労働したときに支払われる通常の賃金を支給する。

② 産前産後の休業期間、母性健康管理のための休暇、育児・介護休業法に基づく育児休業、子の看護休暇及び介護休業の期間、育児時間、生理日の休暇の期間は、無給とする。

③ 従業員は、研究等のために無給休暇を取得することができる。無給休暇の申請は、上長と合意の上、リージョナルディレクターや各国の代表といった地位にある者との書面による合意締結が必要である。なお、無給休暇中は休暇にともなう給付（年次有給休暇、疾病や障害による給付）はなされず、前職への復職を認めるものではない。

（賃金の支払）

第18条 賃金の計算期間は、毎月1日より当月の末日までとする。

② 賃金の支給日は、毎月20日とする。ただし、支給日が金融機関の休業日にあたる場合はその前日に繰り上げて支給する。

（昇給、降給）

第19条 本人の技能、団体の経営状態等により、昇給または降給を行うことがある。

② 昇給または降給は基本給について行うものとする。

（退職）

第20条 前条に定めるもののほか従業員が次のいずれかに該当するときは、退職とする。

一 退職を願い出て団体から承認されたとき。

二 期間を定めて雇用されている場合、その期間が満了したとき。

三 死亡したとき。

四 行方不明になるなど連絡が取れない状態となって14日が経過したとき。ただしやむを得ない事由があると団体が認めたときはこの限りでない。

五 休職期間が満了し、なお休職事由が消滅しないとき（期間満了の日）② 前項第1号により従業員が退職しようとする場合は、退職日の1ヶ月前までに退職願を提出しなければならない。

③ 第1項の規定により退職願を提出した者は、団体の承認があるまで従前の業務に従事しなければならない。また業務引継ぎその他の手続きについて遅滞なく行わなければならない。

(健康診断)

第21条 従業員に対しては、採用の際及び毎年1回、定期的に健康診断を行う。

(解雇)

第22条 従業員が次のいずれかに該当するときは、解雇とする。ただし、第26条第2項に該当すると認められたときは、同条の定めるところによる。

- 一 勤務成績または業務能率が著しく不良で、従業員としてふさわしくないと認められたとき
 - 二 精神または身体の障害により、業務に耐えられないと認められたとき
 - 三 事業の縮小その他事業の運営上やむをえない事情により、従業員の減員等が必要となったとき
 - 四 その他前各号に準ずるやむをえない事情があるとき
- ② 前項の規定により従業員を解雇する場合は、少なくとも30日前に予告をするかまたは平均賃金の30日分以上の解雇予告手当を支払う。ただし、労働基準監督署長の認定を受けて懲戒解雇をする場合及び次の各号のいずれかに該当する従業員を解雇する場合は、この限りでない。
- 一 日々雇い入れられる従業員(1か月を超えて引き続き雇用された者を除く)
 - 二 2か月以内の期間を定めて使用する従業員(その期間を超えて引き続き雇用された者を除く)
 - 三 試用期間中の従業員(14日を超えて引き続き雇用された者を除く)
- ③ 前項の予告日数は平均賃金を支払った日数だけ短縮することがある。

(文書・個人情報の管理)

第23条 団体は、個人情報の、個人の人格尊重の理念の下に慎重に取り扱われるべきものであることにかんがみ、漏洩、滅失、毀損の防止のために最大限の注意を払い、適正な取扱いを図るものとする。

(省エネルギー、省資源への配慮)

第24条 従業員は「クール・ビズ」などの省エネ活動に賛同し、出来る限りの省エネ努力をするものとする。また、オフィス用品の取扱い等に際し、出来る限り資源を搾取せぬよう、配慮する。

(懲戒の種類)

第25条 団体は従業員が次条のいずれかに該当する場合は、その事由に応じ、次の区分により懲戒を行う。

- | | |
|--------|--|
| 一 訓戒 | 始末書を提出させて将来を戒める |
| 二 減給 | 始末書を提出させて減給する。ただし、減給は1回の額が平均賃金の1日分の5割を超えることはなく、また、総額が1賃金支払期間における賃金総額の1割を超えることはない |
| 三 出勤停止 | 始末書を提出させるほか、10日間を限度として出勤を停止し、その間の賃金は支給しない |
| 四 普通解雇 | 前条に定める手続きにより解雇する |
| 五 懲戒解雇 | 第26条②に列挙されている事由に該当する場合、即時に解雇する。即時解雇は、解雇通知書と迅速な雇用終了手続きにより直ちに行う。 |

(懲戒の事由)

第26条 従業員が次のいずれかに該当するときは、情状に応じ、訓戒、減給、出勤停止、諭旨退職または普通解雇とする。

- | | |
|---|--|
| 一 | 正当な理由なく無断欠勤3日以上に及ぶとき |
| 二 | 正当な理由なくしばしば欠勤、遅刻、早退するなど勤務を怠ったとき |
| 三 | 故意に業務の能率を阻害し、または業務の遂行を妨げたとき |
| 四 | 過失により災害事故を引き起こし、または設備、備品を損壊するなど団体に損害を与えたとき |
| 五 | 団体の許可なく団体所有の物品を使用し、持ち出したとき |
| 六 | 素行不良で団体内の秩序または風紀を乱したとき(セクシュアルハラスメントによるものを含む) |
| 七 | 飲酒運転をし、または飲酒運転をほう助する行為があったとき |
| 八 | その他この規則に違反し、または前各号に準ずる不都合な行為があったとき |
- ② 従業員が、次のいずれかに該当するときは、懲戒解雇とする。ただし、情状により減給、出勤停止、諭旨退職または普通解雇とすることがある。
- | | |
|---|---|
| 一 | 正当な理由なく無断欠勤5日以上に及び、出勤の督促に応じないとき |
| 二 | しばしば遅刻、早退及び欠勤を繰り返し、再三にわたって注意を受けても改めないとき |
| 三 | 団体内における窃盗、横領、傷害、暴行、詐欺等刑法犯に該当する行為があったとき、またはこれらの行為が団体外で行われた場合であっても、それが著しく団体の名誉もしくは信用を傷つけたとき |
| 四 | 故意または重大な過失により団体に多大な損害を与えたとき |
| 五 | 素行不良で著しく団体内の秩序または風紀を乱したとき(セクシュアルハラスメントによるものを含む) |
| 六 | 重大な経歴詐称をしたとき |

七 団体の秘密情報を開示したとき

八 その他前各号に準ずる重大な行為があったとき

③ 懲戒事由に該当する場合は、団体及び対象となる従業員は以下の手順に従う。

一 口頭での警告について話し合いをし、是正措置について合意を得る

二 是正措置に関する書面による警告についてさらなる話し合いをし、合意を得る

三 解雇を含む具体的な措置の詳細について警告

四 無給停職

五 解雇

(セキュリティに関して)

第27条 従業員は団体のセキュリティ規定に沿って安全を確保し、業務に従事すること。従業員が危険な状態を察知した場合は、直ちにその状態を上長に報告し、また同僚が危険行為を行っているのを目撃した場合は、その同僚と上長に報告する。

② COVID-19 等の特定の伝染性疾患が蔓延し、従業員が感染者と密接に接触するおそれがあり当該従業員の隔離が必要な場合は、医師による診断書を提出した上で、30 日間(6 週間)迄の有給休暇を認める。また、直近の家族すなわち配偶者、子、両親は家族介護手当を受けることができるものとする。同項については、特定の伝染性疾患の蔓延状況により見直すことがあり得る。

③ 団体は、伝染性疾患に罹患する恐れのある地域より帰国した際等、団体が必要と判断した場合には、従業員に対し、団体の指定する検査を受けることを命じることがある。

(研修)

第28条 団体は、従業員に対し、日常の指示、命令として研修(一般教養等に関する研修や合宿研修を含む)を命じることがある。

(出張・職場ないし配置換え)

第29条 団体は、従業員に対し、日常の指示、命令として出張・職場ないし配置換えを命じることがある。この場合、従業員は正当な理由がなければ、これを拒むことはできない。

2 従業員が出張により事業所外で勤務した場合において、労働時間が算定し難い場合は、通常の勤務時間勤務したものとみなす。ただし、所属長があらかじめ別段の指示をしたときは、この限りでない。

(転勤及び業務内容の変更)

第30条 団体は、業務上必要があるときは、従業員に転勤または従事する業務内容の変更を命じることがある。この場合、従業員は正当な理由がなければ、これを拒むことはできない。

2 前項の命令を受けた従業員は、命ぜられた日の翌日から、指定された日数以内に引継ぎを終えなければならない。なお、転勤の場合には、指定された日までに出発し、赴任しなければならない。

付則

この規則は、令和3年5月1日から施行する。

この規則は、令和5年5月1日から改訂施行する。

特定非営利活動促進法第54条第2項第3号に定める事項を記載した書類

法人名	特定非営利活動法人 CWS Japan	事業年度	令和5年7月1日～ 令和6年6月30日
-----	---------------------	------	------------------------

1 資金に関する事項〔①収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項〕

※ 丸数字は、特定非営利活動促進法第54条第2項第3号に定める事項の詳細について規定している特定非営利活動

(1) 収益の源泉別の明細

収 益 源 泉 の 内 訳	金 額
受取寄付金	44,311,145 円
受取民間助成金	146,460,294 円
受取政府助成金	243,603,171 円
受取利息	609 円
雑収益	5,178,588 円
	円
合 計	439,553,807 円

(2) 借入金の明細

借 入 先	金 額
なし	円
	円
合 計	0 円

(3) その他

なし

2 取引の内容に関する事項 [③次に掲げる取引先、取引金額その他その内容に関する事項 イ 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の最も多いものから順次その順位を付した場合におけるそれぞれ第一順位から第五順位までの取引 ロ 役員等との取引]

(1) 収益の生ずる取引の上位5者

氏名又は名称	住所又は所在地	取引金額	取引内容等
		171,424,405 円	緊急支援事業助成金
		132,590,431 円	開発支援事業助成金
		75,443,320 円	開発支援事業助成金
		41,288,054 円	寄付金
		1,643,300 円	開発支援事業助成金

(2) 費用の生ずる取引の上位5者

氏名又は名称	住所又は所在地	取引金額	取引内容等
		192,677,323 円	緊急支援・防災事業支出金
		59,177,086 円	防災イノベーション事業の委託金
		47,023,011 円	防災イノベーション事業の委託金
		10,080,244 円	ベトナムでの防災事業支出金
		5,919,136 円	防災イベント等への支出金

(3) 役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の親族等との取引

イ 資産の譲渡（棚卸資産を含む。）

取引先の氏名等	法人との 関 係	譲 渡 資 産 の 内 容	譲 渡 年 月 日	譲 渡 価 格	その他の取引条件等
なし				円	
				円	

ロ 資産の貸付け（金銭の貸付けを含む。）

取引先の氏名等	法人との 関 係	貸付資産の内容	貸 付 年 月 日	対 価 の 額	その他の取引条件等
なし				円	
				円	

ハ 役務の提供（施設の利用等を含む。）

取引先の氏名等	法人との 関 係	役務の提供の内容	役務の提 供年月日	対 価 の 額	その他の取引条件等
なし				円	
				円	

3 寄附者に関する事項 [④寄附者（役員、役員の親族等で、当該法人に対する寄附金の額の事業年度中の合計額が20万円以上であるものに限る。）の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日]

氏 名	寄 附 金 額	受 領 年 月 日
	500,000 円	R5・11・7
	円	
	円	
	円	
	円	

4 役員等に対する報酬又は給与の状況〔⑥イ 役員等に対する報酬又は給与の支給の状況(ロを除く。)、ロ 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額〕

役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係にある者^(注1)(以下「役員等」という。)に対する報酬又は給与の支給について記載してください。

(注1)「役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係にある者」とは次の者が該当します。

- ① 役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族
- ② ①の者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- ③ ①の者の使用人及び使用人以外の者で「役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族」から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者
- ④ ②又は③に掲げる者の配偶者若しくは三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている者

イ 役員等に対する報酬又は給与の支給の状況(ロを除く。)

氏 名	職 名	法人との関係 (注2)	報酬・給与の 区 分	支 給 期 間 等	支 給 金 額
			給与	令和5年7月 1日～令和6年 6月30日	10,914,072 円

(注2) 注1の①～④の内容を具体的に記述します。

ロ 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額

集 計 期 間	令和5年7月1日 ～ 令和6年6月30日
給 与 を 得 た 職 員 の 総 数	左 記 の 職 員 に 対 す る 給 与 総 額
10 人	33,207,289 円

5 支出した寄附金に関する事項〔⑥支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日〕

支 出 先 の 名 称 等	住 所 等	支 出 年 月 日	支 出 金 額	寄 附 の 目 的 等
なし			円	
			円	
			円	
		合 計	0 円	

6 海外への送金等に関する事項〔⑦海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び使途並びにその実施日〕

実 施 日	使 途	金 額
R5.7.10	アフガニスタンでの防災事業支出金	2,662,051
R5.7.18	ベトナムでの防災事業支出金	1,951,348
R5.7.28	アフガニスタンでの防災事業支出金	60,318,104
R5.8.2	インドでの防災イノベーション事業支出金	9,922,846
R5.8.2	フィリピンでの防災イノベーション事業支出金	13,955,483
R5.8.2	インドネシアでの防災イノベーション事業支出金	17,746,168
R5.8.18	インドでの防災イノベーション事業支出金	4,430,000
R5.8.18	インドでの防災イノベーション事業支出金	4,430,000
R5.8.31	パキスタンでの防災事業支出金	7,496,651
R5.9.5	インドネシアの調査関連事業支出金	187,104
R5.10.19	インドでの防災イノベーション事業支出金	886,000
R5.10.19	アフガニスタンでの緊急支援支出金	32,762,648
R5.10.19	アフガニスタンでの緊急支援支出金	4,447,800
R5.10.30	フィリピンでの防災イノベーション事業支出金	10,599,923
R.5.10.30	インドネシアでの防災イノベーション事業支出金	10,479,473
R.5.10.30	マレーシアにある ████████ 事務局への事業支出金	4,431,900
R5.11.10	██████ の年間メンバーシップフィー	30,486
R5.11.22	アフガニスタンでの緊急支援支出金	23,395,920
R5.11.22	ミャンマーでの緊急支援支出金	10,580,508
R5.12.27	フィリピンでの防災イノベーション事業支出金	2,571,596
R5.12.29	インドでの防災イノベーション事業支出金	157,398
R.6.1.10	インドネシアでの防災イノベーション事業支出金	281,535
R6.2.2	フィリピンでの防災イノベーション事業支出金	11,329,170
R6.2.7	インドネシアでの防災イノベーション事業支出金	7,134,776
R6.2.21	インドでの防災イノベーション事業資金の残金返金	359,284
R6.3.7	フィリピンでの防災イノベーション事業支出金	6,005,288
R6.3.14	防災イノベーション会議参加の航空券代の支出金	268,353
R6.3.22	マレーシアにある ████████ 事務局への事業支出金	184,782
R6.3.22	アフガニスタンでの緊急支援支出金	7,912,932

R6.3.26	インドネシアでの難民支援事業の事業支出金	3,024,873
R6.3.26	フィリピンでの防災イノベーション事業ワークショップ関連支出金	2,840,323
R6.3.26	防災イノベーション事業後方関係の事業支出金	747,500
R6.3.29	インドネシアでの防災イノベーション事業支出金	1,561,785
R6.4.5	ミャンマーでの緊急支援支出金	35,059,104
R6.4.9	タイでの緊急支援拠出金	30,116,128
R6.4.11	フィリピンでの防災イノベーション事業支出金	9,825,333
R6.4.12	マレーシアにある ████████ 事務局への事業支出金	1,271,968
R6.4.12	インドネシアでの防災イノベーション事業支出金	10,100,809
R6.4.18	パキスタンでの防災事業支出金	53,681,217
R6.4.30	フィリピンでの緊急支援事業支出金	2,049,970
R6.5.10	インドネシアでの緊急支援事業支出金	2,698,013

認定基準等チェック表（第3表）

（初葉）

法人名	特定非営利活動法人 CWS Japan					チェック欄	
3 運営組織及び経理に関して次に掲げる基準に適合していること イ 役員の総数のうちに次の者の数の占める割合がそれぞれ3分の1以下であること (1) 役員及びその親族等 (2) 特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等 ロ 各社員の表決権が平等であること ハ 会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けていること、又は帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存について青色申告法人に準じて行われていること ニ 支出した金銭の費途が明らかでないものがある等の不適正な経理が行われていないこと						✓	
イ							
項 目		役員数	最も人数が多い「親族等」のグループの人数	割 合 (②÷①)	最も人数が多い「特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等」のグループの人数	割 合 (④÷①)	
区 分		①	②	③	④	⑤	
①	令和5年7月1日～ 令和6年6月30日	8人	0人	0%	2人	25%	
②	年 月 日～ 年 月 日	人	人	%	人	%	
③	年 月 日～ 年 月 日	人	人	%	人	%	
④	年 月 日～ 年 月 日	人	人	%	人	%	
⑤	年 月 日～ 年 月 日	人	人	%	人	%	
⑥	年 月 日～ 年 月 日	人	人	%	人	%	
⑦	年 月 日～ 年 月 日	人	人	%	人	%	
申請時		人	人	%	人	%	
(注1) 各欄の人数等は、第3表付表1「役員の状況」から転記してください。 (注2) ③及び⑤については、小数点以下第2位を切り捨てた数値を記載してください。							
ロ							
各社員の表決権が平等である		①	②	③	④	⑤	申請時
上記を証する書類の名称とその内容等		はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ

（注意事項）

- 認定基準等チェック表（第3表）は、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）の提出時においても記載及び添付する必要があります。その場合、上記ロの記載の必要はありません。
- 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、添付を省略することができます。

第3表（次葉）

ハ

項 目	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	申請時
会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けている	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ
帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存を青色申告法人に準じて行っている	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ

㉑ 該当する項目を○で囲み、監査証明書又は第3表付表2「帳簿組織の状況」を添付してください。

二

項 目	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	申請時
費途が明らかでない支出がある、帳簿に虚偽の記載がある等の不適正な経理の有無	有 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

(注意事項)

認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

「認定基準等チェック表」（第3表）記載要領

項 目	記 載 要 領	注 意 事 項
イの各欄	区分欄の「㉑～㉖」の各欄には、実績判定期間の各事業年度（又は各年）を記載します。 第3表付表1「役員の状況」を記載して、「①」、「②」及び「④」の各欄に該当する人数を転記します。	
ロの各欄	該当する一方を「○」で囲みます。 「上記を証する書類の名称とその内容等」欄には、例えば、「定款（又は会則）第〇条に『各正会員の表決権は、平等なものとする』と規定」のように記載します。	「上記を証する書類の名称とその内容等」欄には証する書類の内容を文言のとおりに記載します。
ハの各欄	該当する一方を「○」で囲みます。 なお、「㉑」から「㉖」については、イに記載する各期間（「㉑」から「㉖」）を示したものです。	① 「会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けている」の「はい」に「○」した場合には監査証明書を添付してください。 ② 「帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存を青色申告法人に準じて行っている」の「はい」に「○」した場合には、第3表付表2「帳簿組織の状況」を記載し添付してください。
ニの各欄	該当する一方を「○」で囲みます。 なお、「㉑」から「㉖」については、イに記載する各期間（「㉑」から「㉖」）を示したものです。	

記載要領の補足

○ ニにおいて、「費途が明らかでないもの」とは、法人が費用として支出した金額のうち、その費途を確認することができないものをいい、法人が名目に関わらず支出した金銭でその費途が明らかでないものが、これに当たります。なお、意図的にその支出先を明らかにしない支出がある場合も、当然に「費途が明らかでないもの」があることになり、認定を受けることはできません。

[illegible]

小松田 貞利		監事		○							令和 2 年 9 月 29 日就任

(注意事項)

認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第 55 条第 1 項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、添付を省略することができます。

帳簿組織の状況

第3表付表2

法人名	特定非営利活動法人 CWS Japan		
伝票又は帳簿名	左の帳簿等の形態	記帳の時期	保存期間
総勘定元帳	会計ソフト (N-Books) 使用 ルーズリーフ	都度	7年
仕訳日記帳	会計ソフト (N-Books) 使用 ルーズリーフ	都度	7年
賃金台帳	給与計算ソフト (フリー ウェイ給与計算)、給与 計算委託先からのデータ 使用 ルーズリーフ	月1回	7年

認定基準等チェック表（第5表）

法人名	特定非営利活動法人 CWS Japan	チェック欄
5 次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除きこれをその事務所において閲覧させること イ 特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等、役員名簿及び定款等（個人の住所又は居所に係る記載の部分を除いたもの） ロ 各認定基準等に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類 ハ 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類 ニ 役員報酬又は職員給与の支給に関する規程 ホ 収益の明細その他の資金に関する事項、資産の譲渡等に関する事項、寄附金に関する事項その他一定の事項等を記載した書類 ヘ 助成の実績を記載した書類		✓

次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除きこれをその事務所において閲覧させることに同意する。 ※閲覧に関する細則（社内規則）等がある場合には、その細則（社内規則）等を添付してください。		同意
		☒ する ☐ しない
イ	① 事業報告書等（事業報告書、財産目録、貸借対照表、活動計算書、年間役員名簿、社員のうち10人以上の者の氏名及び住所又は居所を記した書面） ② 役員名簿 ③ 定款等（定款、認証書の写し、登記事項証明書の写し） ※いずれも認定基準の対象となるのは、個人の住所又は居所に係る記載の部分を除いたもの	
ロ	各認定基準等に適合する旨を説明する書類、欠格事由に該当しない旨を説明する書類	
ハ	寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類	
ニ	前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程	
ホ	次の事項を記載した書類 ① 収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項 ② 資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項 ③ 次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項 ・ 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の多い上位5者との取引 ・ 役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係のある者との取引 ④ 寄附者（役員、役員の配偶者若しくは三親等以内の親族又は役員と特殊の関係のある者で、当該法人に対する寄附金の額の事業年度中の合計額が20万円以上であるものに限る。）の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日 ⑤ 役員等に対する報酬又は給与の状況 a 役員等に対する報酬又は給与の支給の状況（bに係る部分を除く。） b 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項 ⑥ 支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日 ⑦ 海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び使途並びにその実施日	
ヘ	助成金の支給を行った場合に事後に所轄庁に提出した書類の写し	

（注意事項）

- ・ 認定基準等チェック表第5表は、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）の提出時に記載及び添付する必要があります。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、添付の必要はありません。

認定基準等チェック表 (第6、7、8表)

法人名	特定非営利活動法人 CWS Japan
-----	---------------------

認定基準等チェック表 (第6表)

6 実績判定期間を含む各事業年度の特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等を同法第29条の規定により所轄庁に提出していること	チェック欄				
特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等の所轄庁への提出の有無					
①	②	③	④	⑤	⑥
有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無

認定基準等チェック表 (第7表)

7 法令又は法令に基づいてする行政庁の処分に違反する事実、偽りその他不正の行為により何らかの利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実がないこと	チェック欄					
✓						
法令に違反する事実、偽りその他不正の行為により何らかの利益を得、又は得ようとした事実 その他公益に反する事実の有無						
①	②	③	④	⑤	⑥	申請時
有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無
注・認定基準等チェック表(第7表)は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時に記載及び添付する必要があります。						

認定基準等チェック表 (第8表)

8 申請書を提出した日を含む事業年度の初日において、その設立の日以後1年を超える期間が経過していること	チェック欄		
事業年度	月 日～ 月 日	設立年月日	平成 年 月 日

(注意事項)

- ・ 法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時に当たっては、認定基準等チェック表(第6表及び第8表)は、記載する必要はありません。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、認定基準等チェック表(第6表及び第8表)の記載の必要はありません。また、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

欠格事由チェック表

法人名	特定非営利活動法人 CWS Japan	チェック欄
認定、特例認定又は認定の有効期間の更新の基準にかかわらず、次のいずれかの欠格事由に該当する法人は認定、特例認定又は認定の有効期間の更新を受けることができません。		✓
1 役員のうちに、次のいずれかに該当する者がある場合		
イ 認定特定非営利活動法人が認定を取り消された場合又は特例認定特定非営利活動法人が特例認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年以内に当該認定特定非営利活動法人又は当該特例認定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過しないもの ロ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者 ハ 特定非営利活動促進法若しくは暴力団員不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑法204条等 ^(注1) 若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者 ニ 暴力団の構成員等 ^(注2)		
2 認定又は特例認定を取り消されその取消しの日から5年を経過しない法人		
3 定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人		
4 国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しない法人(認定、特例認定及び認定の有効期間の更新の申請時には、 <u>所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書「その4」並びに関係都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書の添付が必要となります。</u>)		
5 国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しない法人		
6 次のいずれかに該当する法人		
イ 暴力団		
ロ 暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人		

1	役員のうち、次のいずれかに該当する者の有無	
イ	認定特定非営利活動法人が認定を取り消された場合又は特例認定特定非営利活動法人が特例認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年以内に当該認定特定非営利活動法人又は当該特例認定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過しない者の有無	有・ ☒ 無
ロ	禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者の有無	有・ ☒ 無
ハ	特定非営利活動促進法若しくは暴力団員による不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑法第204条等若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者の有無	有・ ☒ 無
ニ	暴力団の構成員等の有無	有・ ☒ 無

2	認定又は特例認定を取り消されその取消しの日から5年を経過しない法人	はい・ ☒ いいえ
---	-----------------------------------	--

3	定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人	はい・ ☒ いいえ
---	---------------------------	--

4	国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しない法人	はい・ ☒ いいえ
添付書類	認定、特例認定又は認定の有効期間の更新の申請時に、 <u>上記4に係る所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書「その4」並びに関係都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書を添付すること</u> (注1) その他の事務所がある場合は、その他の事務所所在の滞納処分に係る納税証明書も添付すること (注2) 役員報酬規程等提出書には添付不要	

5	国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しない法人	はい・ ☒ いいえ
---	---	--

6	次のいずれかに該当する法人	
イ	暴力団	はい・ ☒ いいえ
ロ	暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人	はい・ ☒ いいえ